

被災者支援（健康・生活支援）総合対策

～現場の課題への対応による施策の具体化と新たな取組～

【 被災者支援 50 の対策 】

平成 27 年 1 月 23 日

復 興 庁

被災者支援（健康・生活支援）タスクフォース

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 総合対策の策定に当たって | 2 |
| <u>I 支援体制の充実</u> | |
| 1. 見守り等の活動の推進 | 3 |
| 2. 専門職種（保健・医療・福祉）の人材確保 | 10 |
| 3. 支援者ケアの促進 | 14 |
| <u>II 住居とコミュニティに関する課題への対応</u> | |
| 4. 仮設住宅とコミュニティに関する課題への対応 | 16 |
| 5. 災害公営住宅とコミュニティに関する課題への対応 | 21 |
| <u>III 「心」の復興</u> | |
| 6. 心のケア | 26 |
| 7. 生きがいづくり | 30 |
| 8. 「新しい東北」先導モデル事業の活用 | 32 |
| <u>IV 子どもに対する支援</u> | |
| 9. 子どもに対する支援 | 35 |
| <u>V 情報基盤の共有</u> | |
| 10. 被災者データのプラットフォーム化 | 38 |
| 11. 支援施策の情報提供 | 39 |

※本文中の平成 27 年度予算は平成 27 年度予算政府案である。

総合対策の策定に当たって

東日本大震災から4年近くが経過し、住宅再建が進む一方で、なお23万人の被災者の方々が仮設住宅などで避難生活を余儀なくされている。

このような避難の長期化が見込まれる中で、安倍総理の指示も受けて策定した「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」について、昨年9月以降、復興庁及び関係府省において施策の具体化に取り組むとともに、復興庁において、さらに現場での意見交換を重ね、新たな追加的な取組についても調整を行ってきたところである。

このような取組をもとに、今般、復興大臣を座長とし、関係府省局長級により構成するタスクフォースにおいて、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

この「総合対策」は、施策の具体化と新たに追加した取組により、仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための「50の対策」を取りまとめたものである。

避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、見守り活動の推進に必要な相談員・復興支援員の確保のほか、生きがいつくりの支援による被災者の方々の「心の復興」、災害公営住宅のコミュニティ形成への支援の弾力化、被災者支援コーディネートや被災者支援に係る総合交付金の創設などの具体的な対策を盛り込んでいる。

今後、この「総合対策」をもとに、被災者支援に携わられる自治体や関係団体とも連携しつつ、政府一丸となって被災者支援に当たっていく。

I 支援体制の充実

1. 見守り等の活動の推進

東日本大震災から4年近くが経過して、インフラの復旧は進みつつあるが、現在もなお約23.4万人（平成26年12月現在）の方々が避難生活を続けている。今後、住宅再建により災害公営住宅への移転等が本格化し、被災者の居住・生活地域の分散化が進むと同時に、住宅再建の完了になお時間を要し、多くの被災者の仮設住宅での避難が長期化してきている。

こうした復興のステージに応じて、被災者の見守りやコミュニティ形成の支援の更なる推進が必要である。

(1) 被災者の見守り等の活動の更なる推進

避難生活を送る被災者への見守りやコミュニティ形成の支援等（以下、「見守り等」という。）の活動については、地域コミュニティ復興支援事業で配置された生活支援相談員により、仮設住宅の約6万世帯を対象に、個別訪問等による声かけ、相談や、仮設住宅での住民同士の交流支援等が実施されている。

また、復興支援員の一部が、地域おこし活動の支援等と併せて、見守りやコミュニティ活動の支援等の役割を担っている。

この見守り等の活動については、今後、住宅再建により災害公営住宅への移転等が本格化するに伴って、地域における既存の自治会・コミュニティとの調和や新たなコミュニティの形成が必要となるため、引き続き推進していくことが必要である。また、住宅移転の進展により、特に高齢の被災者の孤立化を防ぐ取り組みが必要となるとともに、被災者が分散化することによって見守り等の活動の更なる推進が必要となっている。さらに、住宅再建を待ちつつ引き続き仮設住宅で暮らす被災者については、避難の長期化に伴い心身のケアの必要性が深刻化している。

このように復興の新たなステージにおいて、見守り等の活動の更なる推進が重要な課題となっている。

このため、見守り活動等の被災者支援活動を効果的・効率的に推進する観点から、平成27年度より、これまで各省で実施していた基幹的な施策を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、被災者の見守り・コミュニティ形成支援を実施するとともに、生活支援相談員の確保を図ることとする。

また、復興支援員制度については、これまで自治体において見守り活動等への活用について十分に認識されていない面があったが、住民の見守りやケアと一体として行われる相談業務が対象業務に含まれることを要綱上明確化したところである。

さらに、特に、原子力災害により被災者の避難生活が長期にわたり継続する福島県においては、放射線に対する不安、避難者の分散、健康状態の悪化等の福島県に特有の課題に対応するため、福島再生加速化交付金の活用等により、相談支援体制の充実を図っていく。

あわせて、震災等対応雇用支援事業の一環として実施されている見守り等の活動についても、引き続き同事業での活用が可能となるよう、緊急雇用創出事業の基金を積み増し、事業の実施期間を一年延長する。

新規【対策1】被災者健康・生活支援総合交付金の創設

○「被災者健康・生活支援総合交付金」において、1つの事業計画の下、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成」や「被災した子どもに対する支援」の取組をより効果的かつ効率的に進められるよう一体的に支援していく。

避難生活の長期化等を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動の活性化・活用を図りつつ、相談支援や孤立防止のための見守りなど被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築していく。

※被災者健康・生活支援総合交付金＜復興庁＞

[27年度予算 59.0億円、復興特会]

拡充【対策2】復興支援員の活用

○「復興支援員推進要綱」の一部を改正（26年12月）し、復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動の例として、住民の見守りやケアと一体として行う相談業務を含むことを明確化。引き続き、地方自治体に対する情報提供等の必要な支援を行っていく。

※復興支援員推進要綱の一部改正＜総務省＞

延長【対策3】震災等対応雇用支援事業の延長

○被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、自治体による直接雇用又は企業・NPO等への委託により雇用を創出する「震災等対応雇用支援事業」について、緊急雇用創出事業の基金を積み増し、事業の実施期間を一年延長する。

※震災等対応雇用支援事業＜厚生労働省＞

[27年度予算：107億円の内数、復興特会]

継続【対策4】福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

○福島県における放射線不安等の福島県特有の課題に対応した相談支援体制を充実するため、福島再生加速化交付金等を活用し、支援を図っていく。

※福島再生加速化交付金<復興庁、内閣府>

[27年度予算：1,056億円の内数（26年度予算1,088億円の内数）、復興特会]

強化【対策5】福島県の特有の課題に対応するための専門人材による支援

○福島県における相談支援に当たっては、福島県特有の課題への的確に対応するため、地域の実情に応じて、高齢者等の生活設計などのために、社会福祉士や保健師などの有資格者による支援も図っていく。<復興庁>

（2）被災者支援コーディネートの充実

住宅再建により被災者が分散するとともに仮設住宅における避難が長期化する新たな復興のステージに移ることにより、被災者支援体制の再構築や多様な主体との連携などが課題となる中で、被災者支援活動の総合調整が課題となってきた。

見守り等の活動については、生活支援相談員、復興支援員、緊急雇用により雇用された支援員、NPO、ボランティア等、様々な活動主体があり、これらを適切にコーディネートし、効果的な支援体制を構築していくことが必要である。また、被災者の支援ニーズを把握し、支援機関へつなぎ、保健・医療・福祉サービス等の提供に結びつけていくことが必要である。さらに、体制を強化する地域においては、人材確保のための業務支援等も必要である。

このほか、1.（3）のNPO等への活動支援、（4）のCSRの推進なども含めて、被災者支援のコーディネートを行う人材が必要である。また、7.の生きがづくりについても、取組の立ち上げ段階には、実施主体とのコーディネートなどの準備が必要とされる。

このため、平成26年度から被災者支援コーディネート事業を開始し、各地域において、活用可能な社会資源を掘り起こし、①新たな活動主体の参画や支援者間の連携強化を通じた支援体制の充実、②企業CSR活動と自治体ニーズのマッチング、③生きがづくり支援事業を実施する各種主体（NPO等）と地域をつなぐなどの関係者間の調整等を行い、復興庁の総合調整機能と連携して被災者支援体制の強化を図っていく。

新規【対策6】被災者支援コーディネート事業の実施

○避難の長期化や被災者の分散化といった課題への対応として、

- ① 新たな活動主体の参画や支援者間の連携強化を通じた支援体制の充実
- ② 企業CSR活動（企業の社会貢献活動）と自治体ニーズのマッチング
- ③ 生きがいきづくり支援事業を実施する各種主体（NPO等）と地域をつなぐ等、関係者間の調整

などを行う被災者支援コーディネート事業を実施し、総合調整機能の強化を図る。被災地との連絡調整等のため、27年1月から、被災者支援コーディネーターを被災3県と東京に配置し、復興庁の総合調整機能を活かしてコーディネートを実施する。

※被災者支援コーディネート事業<復興庁>

[26年度予算（調整費で実施）0.3億円、復興特会]

（3）被災者支援団体（NPO・自治会等）への活動支援

被災地では、見守り、交流サロン等の運営や、子育て支援などの分野において、多くのNPO等が活躍しており、今後、災害公営住宅等での新たなコミュニティづくりや見守り等の体制を構築し、仮設住宅においても長期化する避難生活を支援していくためには、より幅広い分野で、NPO等の活動を支援していくことが必要である。一方で、NPO等については、内部事務や支援機関とのつながりの面で支援を必要としている団体が多く、これらの業務をサポートすることにより、より効果的な活動を期待することができる。

また、今後、避難生活の長期化を見据え、見守りその他の被災者支援活動の継続的な実施を確保していくためには、各地域の実情を踏まえつつ、自助・共助・公助のバランスの下で、効果的・効率的な支援体制を構築していくことが必要であり、住民同士の支え合い活動の充実等も併せて進めていくことが重要である。

このため、NPO等の業務支援を行うとともに、上記（2）の被災者支援コーディネートを行う中で、NPO等が適切な役割を担うよう調整し、あわせて、被災者健康・生活支援総合交付金等を通じて、コミュニティによる自律的な見守りなど、当該NPO等による効果的な活動について支援を行う。

また、「7. 生きがいきづくり」の（1）「心の復興」事業において、NPO等との連携を強化し、被災者の地域活性化活動への参画を支援する。

さらに、NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業を継続し、見守りや心のケアに関する取組みを支援することで、今後も見守り等の被災者の健康・生活支援を行っていく。

なお、阪神・淡路大震災では、災害公営住宅の入居予定者を対象とした事前交流会や、入居後の茶話会・学習会など、コミュニティ形成支援の観点から活動を行うNPOやボランティア団体等に対して、「復興基金」から補助し一定の成果が見られた。また、新潟中越地震においても、ボランティアやNPO等の活動を基金によって補助し、住民の交流機会を創出した。金額は数十万円程度のものが多かったが、こうした活動に復興基金を機動的に活用することによって、NPO等の見守りやコミュニティ活動の環境整備を通じ、被災者支援につなげることも可能である。

新規【対策6】被災者支援コーディネート事業の実施（再掲）

新規【対策1】被災者健康・生活支援総合交付金の創設（再掲）

強化【対策7】コミュニティによる見守り体制づくりへの支援

○新たに創設する被災者健康・生活支援総合交付金において、避難生活の長期化等を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動の活性化・活用を図りつつ、相談支援や孤立防止のための見守りなど被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築していく。この中で、コミュニティや住民同士の見守りによる支えあいのための体制づくりについても支援していく。

※被災者健康・生活支援総合交付金<復興庁、厚生労働省>

[27年度予算：59億円の内数、復興特会]

強化【対策8】NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業との連携

○被災地の復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組むNPO法人等を育成するため、被災3県に対して交付金を交付し、NPO法人等の復興支援に必要な経営能力向上のための取組や運営力強化に資する先駆的な取組を支援。見守りや心のケアに関する取組みを支援することで、NPO等による見守り等の被災者の健康・生活支援活動の推進が図られるよう、引き続き事業を実施していく。

※NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業<内閣府>

[27年度予算2.3億円（26年度予算2.5億円）、復興特会]

(4) 企業CSRによる被災者支援活動の促進

企業CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動による被災者支援については、社員教育プログラムの一環として新入社員全員を被災地に一定期間派遣し、仮設住宅での寄り添い活動等を継続している事例もあるが、今後、さらに企業CSRによる被災者支援活動を広めていくために、企業側が提供可能な支援内容と、被災自治体側で期待される支援内容に関する情報の収集・提供を進めていくことが課題である。

このため、これまでの支援事例を参考にしつつ、1（2）の被災者支援コーディネート事業を活用しながら、被災自治体の意向を把握した上で、経済団体の協力も得て、CSRによる企業の支援内容について調査・整理し、両者のマッチングを推進する。

新規【対策9】企業CSRのマッチングの推進

○企業CSRによる被災地での社会貢献活動を広めていくため、被災者支援コーディネート事業を活用しながら、企業側が提供可能な支援内容と、被災自治体側で期待される支援内容に関する情報の収集・提供を進め、被災自治体と企業CSRとのマッチングを図る。

※被災者支援コーディネート事業<復興庁>

[26年度予算（調整費で実施）0.3億円、復興特会]

(5) 介護等のサポート拠点の活用促進

仮設住宅において、高齢者等の安心した日常生活を支える観点から、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、住民の交流支援など、総合的機能を有する拠点として、仮設住宅に隣接して介護等のサポート拠点が設置されている（被災三県で116か所。地域支え合い体制づくり事業）。

サポート拠点については、避難生活の長期化を踏まえ、平成27年度も「地域支え合い体制づくり事業」を延長し、引き続き運営の支援を行うとともに、仮設住宅の高齢者等については、今後仮設住宅から災害公営住宅等への移住が本格化することが予想される中、例えば見守りや孤立防止などの必要な支援が途切れないような支援など地域や個人の実情やニーズに合った適切な支援を促進していく。

延長【対策10】サポート拠点の活用促進

○仮設住宅等に入居する高齢者等の日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流等の機能を有する「サポート拠点」（被災3県に116か所〔岩手県：

27か所、宮城県：62か所、福島県：27か所、26年11月末時点))の運営等を引き続き支援していく。

※地域支え合い体制づくり事業<厚生労働省>

[27年度予算18億円(26年度予算15億円)、復興特会]

2. 専門職種（保健・医療・福祉）の人材確保

医療・介護の復興は、被災地における健康・生活支援の基盤であり、そのためにも保健・医療・福祉サービスの実務を担う各専門職種の人員確保が重要である。これまでも全国の自治体等の協力を得ながら、各種の対応策が講じられてきたところであるが、なお人員不足が生じている地域での人員の確保について、効果的な対策が必要となっている。

（1）医師・看護師等の医療従事者の確保

医師確保については、地域医療再生基金により、地域枠や寄付講座を活用した事業への支援や、医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、医師不足病院の医師確保の援助等を行う地域医療支援センターの運営に対する支援により、被災三県において、依然厳しい状況にある相双医療圏を除き、おおむね震災前の水準に回復してきたところである。

また、看護師等についても、地域医療再生基金を活用し、養成・定着・復職支援の促進など各種の確保対策に取り組んできたところである。

平成27年度には、被災県における医療の復興計画等の策定後の状況変化に対応するため、地域医療再生基金の積み増しを行うとともに、引き続き「地域医療介護総合確保基金」の下で、医師・看護師等の医療従事者の確保・養成について支援を行っていく。

さらに、被災地の住民を対象として健康調査を実施し、被災地の住民の健康管理に貢献するとともに、これまでに引き続き、大学及び大学病院を通じて、東北地方の医療を担う人材養成や被災地への医師派遣等の支援を行う。また、震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、東北地方に1校に限定して医学部新設について認可を行うための手続きを進める。

拡充【対策11】医療従事者の確保・養成

○都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援するため、地域医療再生基金を設置。被災3県に対しては、基金を積み増し、医療機能回復に向けた支援を行っている。27年度については、計画策定後の状況変化に対応するため、地域医療再生基金の積み増しを行う。また、医師を確保するため、「地域医療支援センター」の設置を推進（被災3県にも設置）し、運営に対する支援のほか、福島県相双地域やいわき市には、引き続き厚生労働省から職員を定期的に派遣し、ニーズの把握や関係機関間の調

整を実施していく。

※地域医療再生基金<厚生労働省>

[27年度予算 172 億円 (22~24 年度予算 1,480 億円 (被災 3 県分))、
一般会計・復興特会]

○団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、各都道府県に「地域医療介護総合確保基金」を設置し、医師等の医療従事者確保を含む都道府県計画を支援しており、引き続き支援を行っていく。

※地域医療介護総合確保基金<厚生労働省>

[27 年度予算 602 億円 (47 都道府県分) の内数 (26 年度予算 602 億円 (47 都道府県分) の内数)、一般会計]

継続【対策 12】大学および大学病院を通じた医療支援

○「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」による審査の結果、26 年 9 月に条件付で東北薬科大学の構想が選定され、現在、東北薬科大学において、条件に対応できるよう東北各県・各大学等を構成員とする運営協議会を立ち上げるなど開学に向けた準備が進められており、運営協議会の運営に対する指導助言を行うなどの支援を行っている。運営協議会において、教員確保や地域定着策を含めた構想の準備状況について了承が得られた後、構想審査会において選定条件への対応について審査を行い、28 年 4 月の開学を目指している。

○東北大学病院及び本事業に参加する地域教育拠点の連携により、大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を促進するとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化する事業を引き続き実施していく。

※未来医療研究人材養成拠点形成事業<文部科学省>

[27 年度予算 16.2 億円の内数 (26 年度予算 20.3 億円の内数)、一般会計]

○被災地の住民を対象として健康調査を実施し、被災地の住民の健康管理に貢献するとともに、大学及び大学病院を通じて、東北地方の医療を担う人材養成や被災地への医師派遣等の支援を行っている。引き続き、これらの活動を実施していく。

※東北メディカル・メガバンク計画<文部科学省>

[27 年度予算 35.6 億円の内数 (26 年度予算 36.4 億円の内数)、

(2) 保健師の確保

長期にわたる仮設住宅等の生活による健康悪化を防ぐ観点から、被災者健康支援事業を通じて、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動や、それらを担う保健師等の専門人材の確保について被災自治体を支援しており、これまでに被災者健康支援事業を通じて 83 名が確保されてきたところである。

(平成 26 年度・12 月末時点)

避難生活の長期化により、生活不活発病や高血圧の有病者の増加などが懸念される中、今後も継続的な健康支援活動の展開が重要である。

このため、被災地健康支援事業を平成 27 年度も延長し、引き続き、保健師の確保について支援していく。

また、保健師の確保については、平成 26 年 3 月末の復興庁と厚生労働省連名での関係団体及び全国の自治体あて協力依頼通知に続き、平成 26 年 12 月には、新たに総務省を加え、総務省、復興庁、厚生労働省の 3 省庁が協力して、全国の自治体あてに協力依頼通知を発出したところであり、引き続き、自治体へ働きかけていく。

延長【対策 13】保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を 27 年度も延長し、引き続き、保健師の確保について支援していく。

また、保健師の確保については、26 年 3 月末の協力依頼通知に続き、26 年 12 月に総務省、復興庁、厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を発出したところであり、さらに、自治体への働きかけについても検討していく。

※被災地健康支援事業<厚生労働省>

[27 年度予算 4.0 億円 (介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (23 年度補正 29.0 億円、26 年度予算 10.0 億円))]

強化【対策 14】保健師の確保の協力依頼

○仮設住宅等における巡回保健指導などの各種健康支援活動を担う専門人材の確保策として、以下の取組を行ったところ。

- ・ 26 年 3 月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を发出
- ・ 26 年 8 月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健

師への周知を依頼

・26年12月に、全国の自治体あてに総務省を加えた3省庁で保健師派遣の協力依頼通知を发出

<復興庁・厚生労働省・総務省>

(3) 介護職員の確保

介護職員の確保については、福祉・介護人材確保緊急支援事業により、福祉人材センターやハローワークによるマッチングの強化などを支援しているほか、人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、平成26年度より新たに被災地における福祉・介護人材確保事業を創設し、県外から相双地域等の介護施設等への就職希望者に対する介護職員初任者研修の受講費や就職準備金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）などにより人材確保を支援することとし、積極的な広報活動を行っている。

平成27年度についても、被災地における福祉・介護人材確保事業を継続し、同事業による状況改善の実績も踏まえつつ、引き続き、福島県相双地域等における介護人材の確保を図っていく。また、平成27年度から、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保対策を推進する。

拡充【対策15】介護人材の確保の支援

○福島県相双地域等における介護人材の確保について、26年度より新たに創設した「被災地における福祉・介護人材確保事業」を27年度も引き続き実施し、福島県外から相双地域等の介護施設等への人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

※被災地における福祉・介護人材確保事業<厚生労働省>

[27年度予算1.8億円(26年度予算1.9億円)、復興特会]

○27年度から、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

※地域医療介護総合確保基金(介護分)<厚生労働省>

[27年度予算60億円(47都道府県分)、一般会計]

3. 支援者ケアの促進

避難生活が長期化する中で、自身も被災者である自治体職員や見守り担当者なども多く、また、支援活動においては、被災者の苦悩と向き合わなければならない立場にあり、その対応に無力感、罪責感を抱き、自身の心身の健康を損なうおそれもあることから、支援者ケアの必要性が指摘されている。

(1) 研修会の実施

心のケアの活動の中では、これまでも、支援者支援の取組が取り入れられており、例えば、ふくしま心のケアセンターでは、支援者側のニーズに応じて選択できる形で、ピアサポートの場となるグループミーティングや、セルフケアなど、ストレスとその対処法に関する研修会が実施されているところである。

こうした取組については、見守り等の活動をはじめ、その他の被災者支援活動分野においても同様に、幅広く行われることが望ましい。

このため、今後、被災者健康・生活支援総合交付金の下で、見守り等の活動の従事者等を対象として、被災者に対する支援技法に関する研修等を積極的に実施していく。

また、様々な立場で被災者支援の活動をされる方々による支援者交流会や研修の機会を設け、支援者のケアを実施していく。

このような交流会や研修会では、地域の自治会の活動者等にも参画を促し、支援者側の悩みや、支援活動の各現場での工夫等を共有する機会を有効に活用することにより、支援者の負担感を軽減するとともに、今後の活動継続につなげていく。

継続 【対策16】 支援従事者の研修会

○被災者健康・生活支援総合交付金の下、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」により、被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ等を実施。

※被災者健康・生活支援総合交付金<復興庁、厚生労働省>

[27年度予算：59億円の内数、復興特会]

新規 【対策17】 支援者交流会の実施

○復興庁において、各自治体との意見交換の際、取組の趣旨等を説明してきた。交流会に参加する支援者の範囲等について検討し、被災者支援コーディネータ事業を活用しつつ、自治体と開催に向けた調整を進める。<復興庁>

(2) 実績が活かされる仕組みの検討

相談員・復興支援員として復興に貢献した方々においては、長期避難を続ける非常に多くの方に集中的に対応され、見守りや相談業務において高いノウハウも身につけられた人材が多く輩出されてきている。

これらの方々は、今後、高齢者のケアが重要な課題となる地域にとって重要な人材であるとともに、大規模な災害にしばしば見舞われる我が国としても大切な人材である。また、このような活動が評価される仕組みを設けることにより、活動される方々のモチベーションを上げることもできるものと考えられる。

このため、今回の震災で相談員・復興支援員として活動された方々について、福祉分野等での今後のキャリアアップにつながるように、活動の実績を示した記録の交付など、実績が活かされる仕組みについて検討していく。

検討【対策18】実施が活かされる仕組みの検討

○生活支援相談員等の職務経験が福祉分野等でのキャリアアップにつながる仕組みについて検討していく。〈復興庁、厚生労働省〉

II 住居とコミュニティに関する課題への対応

4. 仮設住宅とコミュニティに関する課題への対応

震災から3年を経て、仮設住宅における避難が長期化していく中で、地域のコミュニティを構築して的確な心身のケアを行っていくためには、集会所など仮設住宅の住民が集まって顔を合わせる場所を設けることが重要であるが、一部の仮設団地においては集会所が設置されておらず、交流の機会が十分でない状況である。

また、震災から3年以上が過ぎ、仮設住宅を建設した場所の活用等の事情や、仮設住宅から被災者が退去して空き住戸がでてくる状況の中で、コミュニティ維持、防犯などの面から仮設住宅を集約化する取組が始まりつつある。

このような新たなフェーズ(局面)における仮設住宅に係る課題に対応していくことが必要である。

(1) 集会所等としての空き住戸の有効活用

仮設住宅の団地においては、概ね50戸以上の場合は居住者の集会等に利用するための施設を、また、10戸以上50戸未満の場合は集会等に利用できる小規模な施設を設置できるが、一部の仮設団地においては近隣の公的施設等の活用を図ることとしたため、建設当初に集会所等が整備されておらず、結果的に交流の機会が十分でない状況である。

応急仮設住宅は、被災自治体の行政財産であるので、その有効活用の観点から、応急仮設住宅に空き住戸が生じている場合には、既存の住戸としての機能は維持しつつ、地域コミュニティの再生や離散した家族の再統合などのために、県内の建設型仮設住宅等からの住み替えを可能としている。

また、空き住戸については、集会や談話等のスペースとしての利用や委託ボランティアの宿泊施設としての活用も可能である。

これらについては、復興庁及び厚生労働省(現在は所掌が内閣府に移管)から応急仮設住宅を設置している都道府県宛に通知を発出している。

<参考情報>

※平成25年5月1日付け復本第774号 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長及び空き住戸の活用等について(再周知)

※平成24年1月23日付け社援総発0123第1号 建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について

また、空き住戸を集会所として活用するほか、たとえば空き住戸の目的外使用の一例として、フリーマーケットなど生活支援に関する活動のために利用することも考えられる。

なお、大槌町では、仮設住宅の空き住戸の活用について、被災者以外のユーザーや復興事業に従事する新規就労者等に対して、目的外使用による空き住戸の提供を行っている。

この目的外使用については、仮設住宅の設置主体である都道府県に許可権限があるが、市町村において、地域の特性に応じた工夫を行う余地がある。

このため、まず目的外使用など空き住戸の有効活用のための制度を周知するとともに、各地域でのニーズを把握し、仮設住宅からの移転を進めていくことの必要性にも十分配慮しつつ、被災者支援の観点から、都道府県との意見交換の場を通じて働きかけを行ってきており、今後も都道府県に対して空き住戸の有効活用のための働きかけを行っていく。

強化【対策19】空き住戸の有効活用の促進

○東日本大震災で建設した応急仮設住宅については、空き住戸が生じている場合に、地域コミュニティの再生や離散した家族の統廃合などのため、県内の建設型仮設住宅間等での住み替えを可能としている（H25. 11. 12 内閣府防災参事官通知）他、自治体応援職員や委託を受けたボランティアの宿泊利用（H24. 1. 23 厚労省課長通知）や地域コミュニティ形成等のための談話室としての利用等（H23. 8. 12 厚労省課長通知）を認めているところ。復興庁において、各自治体をまわり意見交換などを行う際には、制度についての説明や事例の周知などを行っているところ。被災各県において、地域の実情に応じて、これらの有効活用を行っている。今後も各自治体等に対する情報共有を行っていく。〈復興庁、内閣府〉

（2）空き住戸等の改修

空き住戸を集会所として活用するためには、一定の改修を行う必要がある場合があるが、新たな施設の設置は、災害救助法に基づく応急救助の範囲を超えるものである。

しかし、同法の適用範囲内で老朽化した箇所の補修を行う際に、合わせて被災自治体独自に空き住戸に集会所の機能を持たせることは考えられる。

また、老朽化による補修を行うに至らない応急仮設住宅でも、地域支え合い体制づくり事業を活用し、介護拠点として応急仮設住宅の改修や備品購入を行うことはでき、高齢者の方をはじめとする孤立防止のコミュニティスペースを

設けることは可能である。

被災自治体に対しては、意見交換の場を通じ、このように現行の制度を最大限活用することで応急仮設住宅のコミュニティ維持の効果を高めることができることを周知してきており、今後も現場におけるニーズを把握しながら、自治体等へのアドバイスを行っていく。

強化【対策20】空き住戸の改修

○復興庁において、各自治体をまわり意見交換などを行う際には、制度についての説明や事例の周知などを行っているところ。今後も内閣府とともに、各自治体等に対する情報共有を行っていく。〈復興庁、内閣府〉

(3) 供与期間の延長

応急仮設住宅の供与期間については原則2年であるが、1年を超えない期間ごとに延長が可能である。しかし、居住している被災者にとっては、さらに延長されるかどうかについて、不安に感じているという声が多かった。

そこで、このような不安を解消するため、福島県では平成26年5月、岩手県及び宮城県では平成26年6月に、5年目までの延長を早期決めたところである。今後も、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合であって、自治体からの要請がある場合等については、代替的な住宅の確保等復興の状況を踏まえつつ、延長の決定時期について柔軟な対応を行う必要がある。

継続【対策21】供与期間延長の柔軟な対応

○東日本大震災については、特定非常災害の指定を受けているので、1年を超えない期間ごとに供与期間の延長を行うことが可能であり、現在、岩手県・宮城県・福島県の3県において、5年までの延長を行っている。

○6年への延長に関して、岩手県・宮城県・福島県の3県から現況を聴取するとともに意見交換を行っているところであり、延長の可否の決定時期についても3県の意向も踏まえて対応する予定である。

〈内閣府、復興庁〉

(4) 仮設住宅の集約化への対応

住宅再建が進む中で、地域によっては、土地利用や防犯・コミュニティ対策のため、仮設住宅の集約化が進められている。その場合は、移転のための費用等について支援が必要となる場合もある。

この仮設住宅集約のための移転への支援については、自治体において、引越費用の補助を行う取組のほか、釜石市のように、社会福祉協議会がボランティアの協力の下、仮設住宅間の引越のサポートを行っている例もあり、地域の実情に応じた取組が進められている。また、財源については、阪神・淡路大震災の際には兵庫県で設置した震災復興基金を財源として対応しており、東日本大震災においても、宮城県石巻市などの一部の自治体では、震災復興基金を財源として移転費用への補助を行っている。

仮設住宅の集約については自治体において丁寧に合意形成を行っていくことが必要なものでもあり、これまでの各自治体での取組を参考として、地域の実情に応じた対応を自治体において検討していくことが必要である。

復興庁において、自治体との意見交換の場を通じて仮設住宅の集約化に向けた取組の事例の共有等を行っており、今後も自治体の検討に資する情報の共有を行っていく。

強化【対策 22】仮設住宅の集約化に係る情報提供

○復興庁において、各自治体をまわり意見交換などを行う際には、制度についての説明や事例の周知などを行っているところ。今後も内閣府とともに、各自治体等に対する情報共有を行っていく。〈復興庁、内閣府〉

(5) コミュニティの再構築

仮設住宅の集約に伴い、コミュニティの再構築が必要となるため、コミュニティに対する支援が求められる。これまでも仮設住宅への見守り体制の支援を行ってきたところであり、被災地の生活交通を支えるため、仮設住宅等と病院、商店、公的機関等をつなぐ地域内輸送について、仮設住宅の箇所数等に応じた補助も行っている。

コミュニティの再構築については、1. 見守り等の活動の推進のとおり、生活支援相談員の確保、復興支援員の要綱改正による充実、震災等対応雇用支援事業などによる見守り等の活動の更なる推進とともに、被災者支援コーディネートの充実を通じたコミュニティ支援の新たな活動主体の参画、企業CSRと自治体ニーズのマッチング、NPO等に関する支援等を行っていくことにより、仮設住宅の被災者が孤立することなく地域とのつながりを維持できるよう、国としても支援を行っていく。

また、平成 27 年度も「特定被災地域公共交通調査事業」を実施して地域内輸送の補助を継続することにより、仮設住宅入居者の日常生活に必要な地域公共交通を維持し、コミュニティの再構築を図っていく。

新規【対策1】被災者健康・生活支援総合交付金の創設（再掲）

拡充【対策2】復興支援員の活用（再掲）

新規【対策6】被災者支援コーディネート事業の実施（再掲）

継続【対策23】被災地の生活交通の支援

- 避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等との日常生活の移動確保を目的とする地域内輸送等について、復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により支援。本事業は、25年度までの時限措置となっていたが、被災地からの継続を求める強い要望を踏まえ、仮設住宅等の箇所数に応じて補助上限額を引き上げるなど、地域の実情に応じたよりきめ細やかな対応が図れるような内容としつつ、27年度まで2年間延長し、継続的な支援を実施している。

※特定被災地域公共交通調査事業<国土交通省>

[27年度予算 21億円の内数（26年度予算 25億円の内数）、復興特会]

5. 災害公営住宅とコミュニティに関する課題への対応

復興の進展に伴い、災害公営住宅等への移転が進みつつあるが、災害公営住宅の整備に際しては、建物の構造などのハード面のみならず、被災者の移転後のコミュニティ形成や健康・生活支援などについて配慮することが必要である。また、将来の暮らしの不確定さは被災者の方々の不安につながるものであり、住宅入居の決定について工夫をしていくことが必要である。

(1) 災害公営住宅の整備の加速化

災害公営住宅の整備の円滑化・加速化に向けた取組については、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」等において、自治体における地域住民との調整や事業実施を円滑に進めてスピードアップを図るため、まちづくりの専門職員の派遣の促進、円滑な施工確保の支援等とともに、災害公営住宅の整備について自治体や発注者などに対して必要な情報提供を行うなどの対策を検討し、関係省庁と連携しつつ、復興加速化措置に係る取組を進めている。

こうした取組により、平成26年度末時点では、岩手県約1,700戸（概ね3割）、宮城県では約6,500戸（概ね4割）程の整備状況が、平成27年度末までには、岩手県では約3,800戸（概ね6.5割）、宮城県では約11,800戸（概ね7.5割）、福島県では約4,000戸の整備が見込まれている（平成26年9月末現在）。

1月に、上記タスクフォースにおいて、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめました。引き続き、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」により、きめ細かく県・市町村の支援を行っていく。

拡充【対策24】災害公営住宅の整備の加速化

○復興庁と関係府省によるタスクフォースにおいて、「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」を策定（27年1月）。各段階における課題とその対策について取りまとめており、その対策に取り組んでいく。具体的には、災害公営住宅の整備を着実に進めるため、①入札・契約の確実な実施、②契約後の変化への確実な対応、③工事の確実な実施に向けた取組からなる「災害公営住宅工事確実実施プログラム」（26年9月27日第4回国土交通省復興加速化会議においてとりまとめ）等を展開し、見直し活用による

実勢に対応した予定価格の設定についての普及、資材・人材のマッチングサポートの展開、プログラムの実施状況について把握・フォローアップ等を行っていく。〈復興庁、国土交通省〉

継続【対策25】「工事加速化支援隊」等による県・市町村支援

○用地取得や工事实施の際に現場で発生している個別具体の課題に対し、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」が国交省等と連携し、直接県・市町村に出向き、きめ細かく支援を行う。〈復興庁、国土交通省〉

（2）住宅整備に当たってのコミュニティ形成への配慮

津波・地震被災者に対しては復興交付金により災害公営住宅を、原子力被災者に対しては福島再生加速化交付金（コミュニティ復活交付金分）により長期避難者のための復興公営住宅（災害公営住宅）の建設を進めている。

「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」の取組の一環として、高齢者等へ配慮した公営住宅等の先進的な事例や、コミュニティづくりに資する入居者募集等の事例を収集するとともに、国土交通省と厚生労働省とが連携し、それらを含め高齢者等支援やコミュニティ形成の拠点としての災害公営住宅の整備方策等について、被災三県に対して情報提供することなどによって取組の促進を図ってきたところである。

また、市町村からの要望に基づき、コミュニティの形成に配慮した建物の配置・仕様やスペースの設置等の検討を支援している。加えて、昨年度、福島県においては長期避難者等の生活拠点形成のための「コミュニティ研究会」を設置し、国、福島県、関係市町村が有識者の意見を聴取しながらハード・ソフト両面にわたって良好なコミュニティを維持・形成する方策を検討した。当研究会で議論した内容を踏まえて、今後、具体的な事業の実施に結びつけていく。

コミュニティづくり等に配慮した災害公営住宅の整備に当たっては、健康、福祉・介護等の対策のより一層の連携が重要である。

そのため、これまで収集してきた先進的な事例が今後の住宅に活用されるように、今後整備を進めていく市町村等に対して情報を展開していくとともに、災害公営住宅の整備と健康、福祉・介護等の対策を併せた情報提供のために説明会等の開催を検討するなど、より一層の連携を図っていく。

<参考情報>

住宅を整備するに当たっての工夫

- ・交流スペース、食堂の設置
 - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの採用
 - ・見守りしやすい部屋や玄関の配置
 - ・地域住民も利用可能なスペースの設置
- 等

強化【対策26】コミュニティ形成への工夫の周知

- 「被災者支援ニュースレター」において、各地域で取り組まれている事例を紹介。コーディネート事業や「心の復興」事業などの新規事業において、仮設住宅の避難の長期化や災害公営住宅での新たな生活に向けてのコミュニティ形成の支援を行っていく。<復興庁>

継続【対策27】住宅部局と保健・福祉部局との連携促進

- 県主催の市町村向け会議等で災害公営住宅と福祉施設等との併設事例について情報提供を行っている。また、市町村の福祉部局と住宅部局から個別に生活支援サービスの実施状況や課題等を把握し、これを踏まえコミュニティ形成に向けた災害公営住宅の整備事例や懇談会活動の事例等について情報提供したところ。今後、自治体のニーズに応じ、福祉と住まいの連携に係る事例や支援策等の情報提供や、意見交換を行っていく。
<国土交通省、厚生労働省>

拡充【対策28】復興交付金の活用による支援の弾力化

- 災害公営住宅への入居等の段階へ移行しつつある状況を踏まえ、被災地の要望を検討し、「復興交付金の活用促進の方針」を示した（26年11月）。効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加することなどにより、地域のコミュニティ形成に資する施設等の整備や地域のコミュニティ活動の立ち上げ支援など、地域の実情に即応しニーズに機動的に対応していく。

(3) 新たなコミュニティ形成へのソフト支援

災害公営住宅に移転した直後は、地域内外からの被災者が集まって生活を営むこととなり、既存のコミュニティとは大きく異なることから、新しくコミュニティを構築することが課題となる。

地域における既存の自治会・コミュニティとの調和や新たなコミュニティの形成のため、被災者健康・生活支援総合交付金を通じて、コミュニティによる自立的な見守りの体制づくりに対する支援を行っていく。

また、被災者支援コーディネートを充実し、コミュニティ支援の新たな活動主体の参画や企業CSRと自治体ニーズのマッチング、NPO等に関する支援等を行う。

さらに、復興交付金の効果促進事業の活用による支援を弾力化し、地域のコミュニティ活動の立ち上げ支援などにも対応していく。

新規【対策1】被災者健康・生活支援総合交付金の創設（再掲）

拡充【対策2】復興支援員の活用（再掲）

新規【対策6】被災者支援コーディネート事業の実施（再掲）

拡充【対策28】復興交付金の活用による支援の弾力化（再掲）

（4）災害公営住宅における入居者募集の工夫

災害公営住宅への移転においては、公平性にも配慮しつつ、新たなコミュニティづくりに資する入居者募集を行うことが重要である。

こうしたことから、公募を行う場合でも、地域の実情を踏まえ、事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことや、通常は公募が必要となる公営住宅の入居者について、災害を理由とする場合に、公募を行わずに決定している。（例えば、地域を限定した入居者の募集の実施、被災高齢者等の社会的弱者に対する優先的取扱い、コミュニティごとのグループ募集の実施、仮設住宅入居者枠の設定等）

このような入居者募集の工夫や方法の選択に際しての留意点を自治体に情報提供するとともに、個別の事業主体の取組についても紹介することを通じて、災害公営住宅への入居がより一層円滑に進むよう支援していく。また、事前の説明会の実施、入居前の自治会の設置など、災害公営住宅への移転が円滑に進むためのコミュニティづくりへの支援を行っていく。

また、将来の暮らしの不確定さは被災者の方々の不安につながるものであり、例えば、石巻市等では計画段階で災害公営住宅について入居の決定を行うことで、入居への不安を和らげる取組を行っている。

多くの自治体では、災害公営住宅の整備について計画全体の見通しが得られ

る段階にあることから、このような取組を周知し、被災者の方々の将来への不安を和らげる取組を促進する。

<参考情報>

入居資格の特例：収入要件や住宅困窮要件などを満たしていなくても、公営住宅への入居が可能（東日本復興特区法等による特例）
募集方法：倍率優遇、戸数枠設定、住宅困窮度の指標によりポイント換算などの方式があり、宮城県石巻市、岩手県大槌町、福島県いわき市などが採用。

強化【対策29】入居者募集の工夫等の事例周知

- 入居者募集に係る方法などの事例等については、県主催の市町村向け会議等において情報提供を行ってきたところ。個別具体の支援については、市町村からの要望に基づき、意向把握・募集に係る調査票の作成等について助言を行っている。〈国土交通省〉
- 早期の入居決定に係る方法などの事例等については、県や市町村等との意見交換会等において情報提供を行ってきたところ。今後も、被災者支援コーディネーターやニュースレター等により、地域の実情等に応じて情報提供を行っていく。〈復興庁〉

III 「心」の復興

6. 心のケア

震災による生活環境の変化や長引く避難生活による不安やストレスが精神面の不調につながることを考えられるため、相談支援をはじめとした被災者に対する心のケアについては、中長期的な視点に立って実施していくことが求められている。

(1) 心のケア支援

被災者の心のケアについては、長期的な心のケアを担う拠点として、被災三県に心のケアセンターを設置し、訪問・来所等による相談対応、市町村保健師に対する後方支援、専門家による同行訪問、支援者支援（教育機関、医療機関、行政機関職員等）等を展開している（被災者の心のケア支援事業）。

心のケアセンターの相談支援等の活動に対するニーズは依然多く、平成26年6月及び12月には、被災三県で心のケア支援事業に関する合同会議を開催し、課題を共有したところであるが、平成27年度も「被災者の心のケア支援事業」を継続し、こうした取組や、各種の健康調査の結果も活用し、引き続き、ニーズに対応した効果的な事業展開を進めていく。

継続【対策30】心のケアセンターによる支援

○引き続き、心のケアセンターにおいて被災者の心のケア支援を実施（岩手県に46人、宮城県に65人、福島県に59人の専門スタッフを配置（26年4月現在））。「被災3県における心のケア支援事業合同会議」を開催することにより情報の共有化を図るなど、地域の実情に応じた効果的な事業が実施できるよう努めていく。

※被災者の心のケア支援事業＜厚生労働省＞

[27年度予算16億円（26年度予算18億円）、復興特会]

(2) 寄り添い型の相談支援

被災地において、生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談でき、誰でも適切な支援を受けられるよう、24時間365日無料の電話相談窓口となる「よりそいホットライン」を設置し、必要に応じ、面接相談

や支援機関等への同行支援等を行い、具体的な解決に繋げる寄り添い支援が実施されている（寄り添い型相談支援事業）。

これまでも、数多くの相談が寄せられているところであり、平成27年度も「寄り添い型相談支援事業」を継続し、接続率の改善に努めるとともに、これまでの事業実施で得られた相談者や相談内容に関する分析結果について、被災者支援活動の関係者間で広く共有し、今後の支援活動への活用を図っていく。

継続【対策31】よりそいホットラインによる支援の継続

○東日本大震災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。26年度においては、4月から9月末までの実績で、延べ40,681件（25年度実績：延べ105,785件）の電話相談に対応。27年度予算に、所要の額を計上した上で、引き続き様々な悩みを抱える被災者からの相談に対応していく。

※寄り添い型相談支援事業＜厚生労働省＞

〔27年度予算4.4億円（26年度予算5.0億円）、復興特会〕

（3）女性の悩み・暴力に関する相談

被災地では、長引く避難生活や生活不安等から、女性が強いストレスを抱えることや、女性に対する暴力の懸念が高まる一方、自治体において女性の悩みや暴力相談を行う相談員が不足する状況にある。そのため、全国のNPOや男女センターなどの相談員を被災地に派遣する取組を行ってきた。

平成27年度も「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を継続し、岩手県、宮城県の電話相談業務については、地元の相談窓口に移行しつつ、相談対応及び人材育成を支援するため、事例検討・研修の講師として全国からアドバイザーを派遣するとともに、福島県の電話相談業務については、相談窓口のバックアップを行いつつ、引き続き地元人材の育成を図っていく。

継続【対策32】女性の悩み・暴力の相談事業の継続

○岩手県・宮城県については、復興が進み、地方公共団体の業務も平時の状態に戻りつつあることから、26年度から電話相談業務を地元に移管。3県とも面接相談及び訪問相談を実施。福島県については原発事故に起因した県

外避難者が多いことから、通話料無料の電話相談を継続実施。震災前からの既存窓口等で相談対応が可能となるよう、地元相談機能の回復を目的として、27年度は既存窓口の相談員を対象とした研修を新たに実施する予定。
※東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業<内閣府>
[27年度予算0.7億円(26年度予算0.7億円)、復興特会]

(4) アルコール対策

長引く避難生活によるストレスや孤立しがちな日常生活の不安感等がアルコール依存の問題に至るケースがあり、宮城県の「応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査(平成25年度)」によれば、「朝または昼から飲酒することがある」との回答が全体の2.2%を占め、また、同健康調査(平成24年度)の分析により、独居の場合、「飲酒」のリスクが2倍、また、相談相手がいない人の場合、「飲酒」のリスクが1.7倍高くなるとされている。

アルコール依存症が疑われるケースについては、専門医療機関での治療につなげる支援が必要であるが、断酒治療を行うに当たっては、患者の動機付けが難しいという課題があり、家庭、職場、地域、保健・医療サービスなど、あらゆる場面での早期発見と、問題の低減に結びつく早期介入を行うことが重要である。

依存症に至る前の段階で、スクリーニングテストを活用し、アルコール問題の程度を適切に評価した上で、対象者自ら目標を設定し、減酒に取り組むことを保健師等が支援していくことが重要である。ふくしま心のケアセンターでは、平成26年度に、アルコール対応力強化事業として、福島県立医大等の協力を得て、こうした観点から、支援者に対する研修の実施など、アルコール問題を抱える方々を地域で支える仕組みづくりに関するモデルとなる事業に着手しており、こうした取組について、被災三県の心のケア支援事業合同会議等を活用して、被災自治体間での浸透を図っていく。

また、宮城県石巻市のからころステーション(震災ころのケア・ネットワークみやぎ)で、一人暮らしの男性等を対象としたサロンを朝から開設し、将棋等を楽しむ機会を提供する取組が行われているが、アルコール問題の根底にある要因を除くためにも、このような地域コミュニティにおける活動への参加を促進するとともに、他の生活習慣の改善についても支援していく。

継続【対策33】ふくしま心のケアセンターの取組等の普及

○ふくしま心のケアセンターにおいて、アルコール対応力強化事業として実施。

・26年度は、アルコール問題への対応に関する研修会、シンポジウム、市民公開講座を実施。地域モデルの取り組みとしては、いわき地域、相双地域の2地域で、地域でのアルコール問題への対応力向上を図るため、支援者を対象とした研修会を実施したところ。

引き続き、ふくしま心のケアセンターにおいて、アルコール対応力強化事業として実施していくとともに、実施方法、成果等については、「被災3県における心のケア支援事業合同会議」等において、情報の共有化を行っていく。

※被災者の心のケア支援事業<厚生労働省>

[27年度予算16億円(26年度予算18億円)、復興特会]

(5) 自殺対策

被災地における自殺対策については、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、相談支援事業や、自殺予防等のための人材育成事業等の取組が行われてきたところであり、引き続き、被災地における自殺予防の取組を進めていくことが重要である。

平成26年6月には、被災3県等の行政・民間の関係者を対象とした自殺対策官民連携協働ブロック会議が開催され、課題の共有や、支援のネットワークづくりが行われたところであり、引き続き、こうした連携などにより、被災地の自殺対策を支援していく。

継続【対策34】自殺対策の支援の継続

○引き続き、自殺対策を官民連携の下、実施。自殺対策官民連携ブロック会議仙台会場(26年12月)において、会議参加者(自治体担当者、NPO等)間で被災地における自殺対策の取組の在り方を含めた課題の共有や、支援のネットワークづくりを実施。27年度においても、自殺対策官民連携協働ブロック会議等、地域における官民連携の推進や人材養成の支援を行っていく。<内閣府>

7. 生きがいつくり

仮設住宅で長い避難生活を送る中で、震災前のように、就労、他者との交流や、地域活動等への参加の機会を十分に見出すことができない被災者も多く、こうした方々の生きがいつくりを後押しする取組が重要である。

(1) 「心の復興」事業等による生きがいつくり

仮設住宅等のコミュニティ内において、他者との交流の機会が乏しく、孤立しがちな被災者も少なくなく、そうした環境は、心の健康問題の誘因にもなり得る。被災者の孤立防止については、見守り活動と併せ、仮設住宅の集会場等を活用して、サロン活動や、料理や介護予防等に関する教室が開催されているが、仮設住宅等で閉じこもりがちな日常生活が、心身の健康に影響を及ぼすことも考えられることから、このような見守り活動や心身の健康問題が顕在化した際の保健・医療のアプローチとともに、積極的に生きがいつくりを後押しすることが重要である。

また、こうした孤立防止の視点とともに、広く被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていくことが重要である。

このため、平成27年度から「心の復興」事業として、地域の産業、社会資源等を踏まえ、例えば、農業や水産業、伝統文化の継承、世代間交流、ものづくりなどの分野で、地域活性化活動等への参画などによる被災者の生きがいつくりに資する事業を支援する取組を実施していく。また、事業を円滑に実施するため、1.(2)の被災者支援コーディネート事業を通じ、生きがいつくり事業の実施主体や自治体など関係者間の調整を、平成26年度から実施していく。世代間交流においては、大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業等と連携した取組についても検討する。

新規 【対策35】 「心の復興」事業の実施

○孤立防止とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画を通じた心身のケアのため、「心の復興」事業を実施。〈復興庁〉

※ 「心」の復興事業〈復興庁〉 [27年度予算5.6億円の内数、復興特会]

継続 【対策36】 大学等を活用した地域復興

○23年度から被災地の大学等を中心として、地域復興センター的機能を整備

し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援している。取組の一部では、大学生による小中学生対象の学習支援を行うなど、世代間の交流も行っているところであり、復興支援共有ウェブサイトへアップするなどにより情報共有を図っていく。

※大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業<文部科学省>
[27年度予算 10.1 億円の内数 (26年度予算 11.2 億円の内数)、復興特会]

(2) 「新しい東北」先導モデル事業の活用

「新しい東北」先導モデル事業では、被災者の自主的な活動について、自立的なものへ発展させていく取組が行われており、例えば、発災以降、チャリティでニットグッズづくりを行ってきた編手の方々の取組を、ビジネスとして自立させるため、生産体制づくりのほか、市場のマーケティング調査を行い、実証検証を行う取組が行われている。

来年度もこうしたモデル事業の取組の支援や横展開により、被災者の生きがいをづくりにつなげていく。

強化 【対策 37】 **生きがいに資するモデル事業の支援・展開**

○復興は、被災地ごとに段階的に進むものであり、先導的な取組を加速するための支援策は 27 年度も引き続き必要と考えられることから、「新しい東北」先導モデル事業及び「新しい東北」の創造に関連した各省事業を実施し、生きがいに資するにつなげていく。

※「新しい東北」先導モデル事業<復興庁>

[27 年度予算 8.3 億円の内数 (26 年度予算 14.8 億円の内数)、復興特会]

○被災地における幅広い担い手の間での連携を活発にし、復興に向けた様々な取組を活性化させるため、「新しい東北」官民連携推進協議会の取組も充実させる。具体的には、被災地の事業者や起業家が、必要な資金提供やノウハウ面の支援を受け、また、ネットワーク作りを行うことができるような環境整備を行うとともに、地方自治体等が、地域の課題解決に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるような環境を整備。

※「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業<復興庁>

[27 年度予算 5.6 億円の内数 (26 年度予算 2.2 億円の内数)、復興特会]

8. 「新しい東北」先導モデル事業の活用

復興庁で平成25年度から取り組んでいる「新しい東北」先導モデル事業は、震災前から地域が抱えてきた課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造するため、被災地で芽生えている先導的な取組を公募し支援するものである。

募集は5分野について行われ、

1. 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
2. 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
3. 持続可能なエネルギー社会（自立・分散型エネルギー社会）
4. 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
5. 高い発信力を持った地域資源を活用する社会

そのうち、「高齢者標準」による活力ある超高齢社会で採択された提案には、

1. コミュニティ・サポートセンターのモデルづくり
2. 農園を活用した孤立防止・健康づくり

など、健康・生活支援に係るものも含まれているところである。

この「新しい東北」についても、被災者の健康・生活支援に活かしていく。

<参考情報> 「新しい東北」の創造に向けて（復興庁ホームページ）

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html>

（1）被災者支援のモデル事業の取組

仮設住宅に居住する高齢者等においては、日用品の購入に支障をきたしているケースも見受けられる。その場合の買い物支援のため、TVデータ放送による宅配サービスや、ICTを活用した無人販売所を運営するモデル事業に対し、平成26年度に支援を行っている。

今年度の成果を通じて、買い物支援の利用ニーズや採算性などの情報を基に、NPO等や民間企業による仮設住宅居住者への買い物支援が促進することが期待される。

また、発災以降、チャリティでニットグッズづくりを行ってきた編手の方々の取組を、ビジネスとして自立させため、生産体制づくりのほか、市場のマーケティング調査を行い、実証検証を行う取組も支援している。

これらは、被災者の生きがいとなるばかりでなく、雇用を創出し、さらには被災地ブランドという価値観を付与しながら、風化防止といった効果につな

がる可能性を持っている。

復興は、被災地ごとに段階的に進むものであり、先導的な取組を加速するための支援策として平成 27 年度も「新しい東北」先導モデル事業を継続し、これを通じて、被災者の生活支援につながる取組を実施していく。

継続【対策 38】被災者支援のモデル事業の支援

○復興は、被災地ごとに段階的に進むものであり、先導的な取組を加速するための支援策は 27 年度も引き続き必要と考えられることから、「新しい東北」先導モデル事業及び「新しい東北」の創造に関連した各省事業を実施していく。

※「新しい東北」先導モデル事業＜復興庁＞

[27 年度予算 8.3 億円の内数（26 年度予算 14.8 億円の内数）、復興特会]

（2）事例の横展開

「新しい東北」先導モデル事業の成果をはじめ、先進的な取組については、被災地で着実に横展開を進めていくことが重要である。こうした取組を被災地で横展開していく際には、「民」の活力をベースとした上で、復興庁のみならず政府全体の施策を効果的に活用していくことが重要である。

中でも、復興交付金は、基幹事業に関連して被災自治体が自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業）を可能とした柔軟な制度であり、新たな復興まちづくりに伴う様々なニーズに加えて、被災者の生活再建支援等、復興の各ステージにおいて必要となる事業に対応している。被災地において先導モデル事業の成果を横展開する際、被災自治体の実施主体となり、この効果促進事業を活用することが考えられる。

また、「新しい東北」の横展開に資する施策については、復興庁のみならず各府省が担当するものについても積極的に活用することが考えられる。復興庁においては、こうした施策をわかりやすく被災地に情報提供していく。

この他、「新しい東北」先導モデル事業の成果をはじめ、先進的な取組を横展開するためには、これらを実施している主体と、これらを導入しようとする主体との間で、取組状況やノウハウ等に関する情報共有や意見交換が活発に行われることが重要である。とりわけ、被災者に対する健康・生活支援の分野では、「民」のみならず、地方自治体も重要な役割を担うことから、地方自治体間のネットワークが構築されることで、「新しい東北」の横展開も加速化するものと考えられる。

復興庁では、震災復興に取り組む多様な主体（企業・大学・NPO等）間の

連携の推進に向けて、互いの取組に関する情報共有の基盤を整備するため、25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「会員交流会」を開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場を提供している。

27年度も「新しい東北」官民連携推進協議会を通じて、こうした基盤をより強化し、地方自治体間の情報共有や意見交換の促進等を図るとともに、各地方自治体の取組状況に応じたきめ細かなフォローを行っていくことで、「新しい東北」の横展開を加速化させる。

強化【対策39】モデル事業の取組事例の横展開

○被災地における幅広い担い手の間での連携を活発にし、復興に向けた様々な取組を活性化させるため、「新しい東北」官民連携推進協議会の取組も充実させる。具体的には、被災地の事業者や起業者が、必要な資金提供やノウハウ面の支援を受け、また、ネットワーク作りを行うことができるような環境整備を行うとともに、地方自治体等が、地域の課題解決に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるような環境を整備。

※「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業<復興庁>

[27年度予算5.6億円の内数(26年度予算2.2億円の内数)、復興特会]

IV 子どもに対する支援

9. 子どもに対する支援

様々な形で被災の影響を受けている子どもへの対策については、「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」において、柱のひとつとして議論し、今年度から「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を新たに創設するなど施策を強化しており、今後、こうした施策を現場において着実かつ効果的に実施していくことが重要である。

(1) 被災した子どもの健康・生活対策等の総合的な支援

被災地の子どもは、心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、平成 25 年度まで安心子ども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

平成 26 年度は、避難生活の長期化等に伴う子どもの健康面への影響等、新たな課題も生じていることから、「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」での検討を踏まえ、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設し、総合的な支援を実施しているところである。

具体的には、子どものいる家庭等を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業の創設に加え、子どもの心のケア事業や遊具の設置等について、対象の拡大を図るとともに、児童福祉施設等での給食検査や保育料等の減免に対する支援について引き続き実施している。

この事業は、平成 26 年度から新たに創設されたものであり、自治体の活用事例の提供等を通じて、これらの事業を行う必要性のある自治体に対して積極的な取組を促しながら、着実に推進していく。

平成 27 年度より、新たに創設する「被災者健康・生活支援総合交付金」において、引き続き、被災した子どもに対する総合的な支援を行うこととしている。

継続【対策 40】被災した子供に対する総合的な支援の推進

○新たに創設する被災者・生活支援総合交付金において、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもに対する総合的な支援を引き続き推進する。ま

た、子どものいる家庭等への訪問について、平成 27 年度においては、避難生活をしている家庭等に加え、長期の避難生活から自宅等に帰還した後に、既存の事業では十分な支援が見込めない場合で、フォローアップが必要な家庭についても、経過的に支援の対象とすることとしている。

※被災者健康・生活支援総合交付金<復興庁、厚生労働省、文部科学省>
[27 年度予算 59 億円の内数、復興特会]

(2) 心のケアや学習支援等に関する取組の継続

また、避難生活が 3 年を超えてくると、例えば、中学生の期間を全て避難生活の中で送ることになるなど、子どもにとって大きな影響が懸念されることから、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配などの学校における支援に加え、子どもへの学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進（学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業）、学校等へのカウンセラーの派遣（緊急スクールカウンセラー等派遣事業）など、引き続き、多方面から子どもに対する支援事業について実施していく。

継続【対策 41】学習支援のための教職員加配の継続

○震災、原発事故の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を充実させるため、教職員加配定数を措置。被災県等から継続的な措置を求める声が強く、引き続き、対前年度同数の定数措置を行っていく。

※被災した児童生徒のための学習支援としての教職員の加配措置

<文部科学省> [27 年度予算 22 億円（26 年度予算 21 億円）、復興特会]

継続【対策 42】学びを通じた地域コミュニティ支援の継続

○学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導及び支援、安全管理等に従事する人材により、学習・交流を促進するとともに、子供たちの学びの環境等を整備。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図っている。地域教育コーディネーター等を中心として、外部講師や地域のボランティア等の参画を得て、地域の課題解決のための学習の場や放課後及び週末等の学習・交流の場を提供するための活動などを支援していく。

※学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業<文部科学省>

[27 年度予算 11 億円（26 年度予算 12 億円）、復興特会]

継続【対策 43】スクールカウンセラー派遣の支援の継続

○被災した幼児児童生徒及び教職員等の心のケアの充実を図るため、23 年度より「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施。今後とも心のケアが必要な児童生徒への息の長い支援は必要であり、引き続き、被災地の復興状況を踏まえつつ進めていく。

※緊急スクールカウンセラー等派遣事業<文部科学省>
[27 年度予算 27 億円 (26 年度予算 37 億円)、復興特会]

(3) 福島県における子どもの支援

加えて、福島県においては、原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、遊具の更新や運動施設の整備を行うとともに、プレイリーダーの養成などソフト事業の実施の支援（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金））や、自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動の支援（福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）等を行っていく。

継続【対策 44】遊具の更新・運動施設整備やプレイリーダーの養成の支援

○特に福島県においては、原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）（子ども元気復活交付金）によって、遊具の更新や運動施設の整備を行うとともに、プレイリーダーの養成などソフト事業の実施を引き続き支援していく。

※福島再生加速化交付金<復興庁>

[27 年度予算：1,056 億円の内数 (26 年度予算 1,088 億円の内数)、復興特会]

継続【対策 45】自然体験活動や県外の子どもとの交流活動支援

○福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援している。27 年度については、被災者健康・生活支援総合交付金の事業として、福島県の要望やこれまでの実績等を踏まえて支援していく。

※被災者健康・生活支援総合交付金<復興庁、厚生労働省、文部科学省>
[27 年度予算 59 億円の内数、復興特会]

V 情報基盤の共有

10. 被災者データのプラットフォーム化

各自治体における被災者に関する情報は様々であり、部署ごとにフォーマットが異なるため、必ずしも互換性を有していないという声があった。たとえば、応急仮設住宅の入居者について属性や健康状態といった情報を把握していても、災害公営住宅に移転するとその情報が活用できない、というケースがある。

そのような中で、宮城県石巻市では「被災地域情報化推進事業」を活用し、仮設住宅入居者のデータと災害公営住宅の入居者のデータを一体的に管理できるプラットフォーム化を進めている。このような被災者データのプラットフォーム化を他の自治体に広めていくことが必要である。

(1) 被災者データのプラットフォーム化の一層の推進

宮城県石巻市のように、被災地域情報化推進事業を活用し、被災者データのプラットフォーム化を進め、一体的な被災者支援につなげている地方自治体がある一方、当該事業について十分に活用していない、もしくは知らない自治体もあるため、石巻市の事例を他の自治体に広めていくことが必要である。

このため、他の市町村に展開するための方策として、被災自治体を訪問し、代表事例として、石巻市や檜葉町等の被災者支援システムを紹介していくとともに、平成27年度に事業実施を希望している自治体について、ICT専門家の活用等による事業化へのフォロー実施を検討するなど、被災者データのプラットフォーム化をさらに推進していく。

継続【対策46】被災者データプラットフォーム化の推進

○総務省東北総合通信局において、岩手県や石巻市等が構築している被災者支援システムについて、宮城県及び福島県の自治体に紹介。27年度については、26年度の事業実績等を踏まえ、引き続き自治体への導入事例の紹介を検討する。また、ICT専門家の活用等による自治体の案件形成支援について、引き続き実施予定。

※復興街づくりICT基盤整備事業（公共施設等情報通信環境整備事業）
＜総務省＞

[27年度予算 19.4億円の内数（26年度予算 36.6億円の内数）、復興特会]

11. 支援施策の情報提供

発災から4年近くが過ぎ、復興のステージに応じて被災者支援のニーズが多様化しているとともに、地域の実情に応じて様々な工夫をもとに被災者支援の取り組みが行われており、より一層きめ細やかな情報提供が必要となっている。

(1) ステージに応じた情報提供の必要性

発災直後から、関係府省や関係機関、各自治体が工夫を重ねながら、各種媒体（冊子、ホームページ、テレビ、ラジオ等）を活用した情報提供が行われてきた。また、最近では、地域において一定の成果を上げている取組についての事例集の作成やその紹介などの情報提供も行われている。こうした復興のステージに応じ、且つ、受け手側に立った適時適切な情報提供については、被災者の安心感や自治体職員の負担軽減に繋がるものであり、引き続き重要な取組である。

様々な機関が多種多様な情報を提供しており、発災から4年近くの間、多量に蓄積されてきたため、必要な情報が適時適切に活用できない場合もある。また、被災地への支援施策についても一定の役目を終えたとして一部終了するものも出てきており、そうしたものについてもある程度余裕をもって情報提供を行っていく。

また、地域の実情に応じて復興が進捗しているため、地域によって状況が異なってきており、地域に応じた情報提供を進めていく。さらに、ある地域においては先進的な取組によって成果を上げている事例も散見しているため、そうした事例の展開も効果的に進めていく。

継続【対策47】復興の進捗に応じた情報提供

○復興庁ホームページの被災者支援の部分について、見直しを行ったほか、被災者支援ニュースレターを創刊。また、被災自治体や支援機関等との意見交換の場において、関係府省の取組等の説明や情報共有を行っている。今後とも、被災自治体等と意見交換などを行いつつ、引き続き、復興の進捗に応じた適切な情報提供が行えるよう見直しや工夫を行っていく。

<復興庁、関係府省>

(2) 被災者支援ニュースレターの創刊

被災者支援の充実のため、国、自治体や支援団体等の被災者支援に携わる関係者の情報共有やコミュニケーションの円滑化、活性化を図るため、「被災者支援ニュースレター」を創刊。新たな施策や施策の再周知を含めた紹介、事例紹介、地域のトピックなどを掲載するニュースレターについて、関係府省と協力しながら発刊する。その際、ニュースレターについては、関係機関間のコミュニケーションツールとしても活用していく。

新規【対策48】ニュースレターの発刊

○被災者支援の充実のため、国、自治体や支援団体等の被災者支援に携わる関係者の情報共有やコミュニケーションの円滑化、活性化を図ることを目的に、26年11月より「被災者支援ニュースレター」を創刊。これまで、総合施策や新規事業の説明、各地域で行った意見交換会の様子、被災者支援の事例紹介などを行っており、今後、27年度予算の内容、各府省が行う施策やコーディネート事業を通じた事業成果、阪神・淡路大震災での事例紹介などの掲載を検討中。〈復興庁〉

(3) 今後のステージに応じた情報提供

復興庁においては、平成26年5月に国の支援施策と活用事例をまとめた「被災者に対する健康・生活支援の手引き」を策定して関係自治体等に周知するとともにホームページに掲載している。関係府省のホームページについては、被災者のみならず、市町村職員が業務を行うに当たって有用となる情報（支援施策に関する情報など）について、より意識をもって充実を図っていく。

また、新聞広告やラジオ・テレビ番組などを通じて被災者へ情報提供を行っている「東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供」においても、健康・生活支援に関する情報を一定程度提供していく。

さらに、福島県からの県外自主避難者に対しては、帰還・移住を判断するための情報提供が重要であることから、的確かつ丁寧な情報提供に努めていく。

継続【対策49】被災地の復興に向けた情報提供

○被災3県において、被災者への健康・生活支援を含む復興に向けた取組等を紹介するテレビ及びラジオ定時番組の放送等を行っているほか、3月上旬に新聞記事下広告の掲載等を行う予定としている。27年度においてもテレビ及びラジオ定時番組の放送及び新聞記事下広告の掲載等を行う予定。

※東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供事業〈内閣府〉

[27年度予算 2.0 億円の内数 (26年度予算 2.2 億円の内数)、復興特会]

継続【対策 50】福島県からの県外自主避難者等への情報提供

○帰還又は移住を判断するための十分な情報を提供できるよう、福島県からの県外自主避難者等へ情報提供を行っており、26年度は実施地域を4道府県から8都道府県に拡大。ニュースレターの発行のほか、支援情報説明会・交流会の開催や電話等による相談対応を実施。27年度については、26年度と同様のスキームで実施するほか、年度末に全国シンポジウムを開催し、本事業の成果や課題等について、全国の都道府県及び避難者支援団体と共有する予定。

※県外自主避難者等への情報支援事業<復興庁>

[27年度予算 1.0 億円 (26年度予算 1.0 億円)、復興特会]

